

被災地(石川県珠洲市・福島県浪江町)に派遣する職員の辞令式について

令和6年1月の能登半島地震及び同年9月の豪雨災害により被災した石川県珠洲市、平成23年3月の東日本大震災により被災した福島県浪江町の復興支援を行うとともに、被災地での経験を今後の職務に活かすことを目的に、令和8年4月1日付けで派遣する職員に対する辞令式を実施します。

1 日時

令和8年3月26日(木) 10時15分～(10分程度)

2 会場

市役所本館5階 秘書課 市長室

3 出席者

市長、副市長、派遣職員(3名) ほか

4 その他

- ・珠洲市への派遣職員(2名)の交代に加え、新たに浪江町へ職員(1名)を派遣します。
- ・浪江町は、原子力災害からの避難指示解除やインフラ整備が進む一方、住民の帰還促進や新たなまちづくりなど課題となる復興途上の状況にあり、継続的な人的支援が求められています。
- ・派遣期間は、次の通りです。

珠洲市 建築 令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年間)

珠洲市 土木 令和8年4月1日～令和8年9月30日(6か月間)

※令和8年10月1日～令和9年3月31日は派遣職員の交代を予定しています。

浪江町 事務 令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年間)